

## 付録Ⅱ

### EC 規則 No.2223/96 付録 A の付録Ⅱの修正

以下の文は、ポイント 11 第 1 パラグラフ第 3 文から削除される。

“受取財産勘定から支払利子を差し引いたもの、ただし、自己資金投資による受取財産勘定を除く”

## 付録Ⅲ

### FISIM の計測

#### 1. S122 および S123 部門の FISIM 産出の計測

##### (a) 必要な統計データ

サブセクター S122 および S123 に関しては、期間（平均 4 四半期）中の貸付、預金（利用者部門別）および、金融仲介機関発行株式を除く証券類および発生利子の平均ストック表の使用が必要である。ただし、発生利子については、1995 年 ESA に定義される現実の受取人に対する利子補助金の再配分後とする。

##### (b) 参照利子率の選択

S122 および S123 に含まれる金融仲介機関のバランスシートにおいては、居住者単位との貸付および預金については内訳を示し、その違いを明らかにしなければならない、すなわち、  
－銀行間のもの（すなわち S122 および S123 に含まれる制度単位の範囲内）  
－利用者である制度部門（S11-S124-S125-S13-S14-S15）との間で実施されたもの（ただし中央銀行との間で実施されたものを除く）

上記に加え、海外（S2）を相手とする貸付および預金については、非居住者の金融仲介機関との間の貸付および預金か、その他の非居住者との間の貸付および預金かの内訳を明らかにしなければならない。

5 年間の試行期間においては、加盟国は、国内の参照利子率を使い以下の 4 方法に従い計測された FISIM の配分結果を比較しなければならない。

#### 方法 1

居住者の金融仲介機関の制度部門別 FISIM 産出を算定するために、“国内”参照利子率を、S122 および S123 との間の貸付ストックに対する同貸付の受取利子の比率とする。

$$\frac{\text{S122 および S123 との間の貸付に対する受取利子}}{\text{S122 および S123 との間の貸付ストック}}$$

#### 方法 2

居住者の金融仲介機関の制度部門別 FISIM 産出を算定するために、“国内”参照利子率を、銀行間貸付および金融仲介機関発行の株式を除く証券類の利子率の加重平均とする。加重値は、見出し項目に記載されている、S122 および S123 に含まれる居住者の金融仲介機関との間の貸付および S122 および S123 に含まれる居住者の金融仲介機関が発行する株式を除く証券類のストック・レベルとする。

$$\text{S122 および S123 との間の貸付の受取利子}$$
$$+\text{S122 および S123 発行の株式以外の証券類の利子}$$

S122 および S123 との間の貸付ストック  
+S122 および S123 発行の株式以外の証券類の利子

国内の銀行制度の制度的特徴により上記参照利子率の算定ができない場合には（例えば、銀行が株式以外の証券を発行していない場合など）、代替的参照利子率を使用しなければならない。この場合、参照利子率は、（貸付を除く）資産/（預金を除く）債務のストックと利子フローを使用して算定することができる。この場合の債務は、その満期までの平均残存期間が、S122 および S123 に含まれる金融仲介機関のバランスシートにおける債務のそれと最も近いものとする。

方法 3

居住者の金融機関の制度部門別 FISIM 産出を算定するために、2 種類の参照利子率を使用することが可能である。すなわち、ひとつは短期取引の利子率（方法 1 で算定）であり、もうひとつは長期取引の利子率（バランスシート上で満期を迎えた時点で再び長期債務として借り換えられる株式を除く証券類の公表利率を使用）である。

方法 4

居住者の金融機関の制度部門別 FISIM 産出を算定するために、“国内”参照利子率を以下の 3 つのうちのいずれかとする。

- (a) 居住者の制度部門 (S11-S124-S125-S13-S14-S15) との間に実施された貸付および預金の利子率の平均（ただし中央銀行との取引を除く）
- (b) 居住者の制度部門 (S11-S124-S125-S13-S14-S15) との間に実施された貸付および預金（ただし中央銀行との取引を除く）の平均利子率と方法 1 で算定された黙示利子率の平均
- (c) 居住者の制度部門 (S11-S124-S125-S13-S14-S15) との間に実施された貸付および預金（ただし中央銀行との取引を除く）の平均利子率と方法 2 で算定された黙示利子率の平均

FISIM の輸出および輸入を決定するためには、使用される参照利子率は、“S122 および S123 と非居住者の金融仲介機関の間で実施された貸付” および “S122 および S123 と非居住者の金融仲介機関の間で実施された預金”、ただし、金融仲介機関のバランスシート上に記載されているもの、の見出し項目の中のストックレベルによって加重された平均銀行間利子率とする。

このように算定された利子率は、FISIM の輸出および輸入を計測するために使用される“対外”参照利子率となる。

試行期間においては、その取引に関わっている金融仲介機関の居住性およびこれらの取引で使用される通貨の両方にもとづき、国内参照利子率および対外参照利子率を区別して計測が行われなければならない。

加盟国は、各方法の適用のために使用したすべての統計情報を Eurostat に提出しなければならない。

(c) FISIM の詳細な制度部門別内訳

各制度部門について、居住者の金融仲介機関による貸付および預金について以下の表を作成し

なければならない。

	ストック	受取利息		ストック	支払利息
居住者の金 融仲介機関 による貸付	} S122 } S123		居住者の金 融仲介機関 への預金	} S122 } S123	

制度部門別の FISIM 総額は、制度部門に対する貸付の FISIM と制度部門の預金の FISIM の合計額である。

制度部門に対する貸付の FISIM = 貸付に対する受取利子 - (貸付ストック × 国内参照利率)

制度部門の預金の FISIM = (預金ストック × 国内参照利率) - 預金の支払利子

産出の一部は輸出される：金融仲介機関 (S122 と S123) のバランスシートにもとづく

	ストック	受取利子		ストック	支払利子
非居住者に対する貸付			非居住者の預金		

輸出 FISIM は、以下の“対外”銀行間 (インターバンク) 参照利率を用いて計測する。

(金融仲介機関を含む) 非居住者に対する貸付の FISIM = 受取利子 - (貸付ストック × “対外”参照利率)

(金融仲介機関を含む) 非居住者の預金の FISIM = (預金ストック × “対外”参照利率) - 支払利子

(d) 家計に配分される FISIM の中間消費および最終消費の内訳

家計に帰属するサービスは次の項目別の内訳を示さなければならない。

- 住宅所有者としての家計の中間消費
- 非法人企業の所有者としての家計の中間消費
- 家計の最終消費

家計に対する貸付 (ストックおよび利子) は次の項目別の内訳を示さなければならない。

- 住宅ローン
- 非法人企業の所有者としての家計に対する貸付
- その他の家計に対する貸付

非法人企業の所有者としての家計に対する貸付および住宅ローンは、財務統計や金融統計において貸付の内訳項目として別々に記載されることが一般的である。家計に対するその他の貸付は、減法 (引き算) によって求めることができる。家計に対する貸付の FISIM は、ストックと利子に関する情報にもとづき、3 項目 (住宅ローン、非法人企業の所有者としての家計に対する貸付、家計に対するその他の貸付) に分類して示さなければならない。住宅ローンは、モーゲージ・ローンと同一ではない。これは、モーゲージ・ローンには、住宅以外の目的がある場合があるからである。

家計の預金は次の 2 項目に分類されなければならない。

- 非法人企業の所有者としての家計の預金
- 個人の預金

試行期間の5年間について非法人企業の所有者としての家計の預金に関する統計がない場合には、加盟国は、以下の2つの方法を使って FISIM の配分結果を比較しなければならない。

**方法1**

最小規模の法人については観測された付加価値、非法人企業については推定付加価値に対する預金の比率にもとづき、ストックを計測することが可能である。

**方法2**

最小規模の法人については観測された売上高、非法人企業については推定売上高に対する預金の比率にもとづき、ストックを計測することが可能である。

家計の預金の FISIM は、非法人企業の所有者としての家計の預金の FISIM と、消費者としての家計の預金の FISIM に、これらの2つのカテゴリーの平均ストックにもとづき分類するものとし、それ以上の情報がない場合には、同一利率を使用することができる。

代替方法として、特に家計の貸付および預金に関して詳細な情報がない場合には、家計に対する FISIM は、すべての貸付が、生産者もしくは住宅所有者としての家計に帰属すること、すべての預金が消費者としての家計に帰属することを確認して、中間消費と最終消費に配分することができる。

**2. 輸入金融仲介サービスの計測**

非居住者の金融仲介機関は、居住者に貸付を行い、居住者から預金を受け取る。これらを制度部門別に分類し、以下の表を作成しなければならない。

	ストック	非居住金融仲介機関による受取利子		ストック	非居住金融仲介機関による支払利子
非居住金融仲介機関による貸付			非居住金融仲介機関への預金		

制度部門別の輸入金融仲介サービスは、次のように計測される。

貸付に関する輸入 FISIM = 非居住金融仲介機関による受取利子 - (貸付ストック × 対外参照利率)

預金に関する輸入 FISIM = (預金ストック × 対外参照利率) - 非居住の金融仲介機関による支払利子

**3. 不変価格での FISIM**

参照利率と現実の利率の差は、金融仲介機関の所得となるマージンであり、したがって、提供されたサービスの対価をみなすことができる。不変価格での FISIM は、S122 および S123 が保有する貸付と預金の FISIM の価額と上記のサービス対価を掛けた商である。貸付と預金のストックは、一般物価指数を用いて、基準期間物価に再評価される。(例えば、国内最終需要

のための黙示物価デフレーター)

制度部門に対する貸付 の不変価格 FISIM	=	$\frac{\text{制度部門への貸付のFISIM}}{\text{物価指数}}$	$\frac{\text{基準期間マージン}}{\text{現行マージン}}$
制度部門からの預金の 不変価格 FISIM	=	$\frac{\text{制度部門への預金のFISIM}}{\text{物価指数}}$	$\frac{\text{基準期間マージン}}{\text{現行マージン}}$

貸付に対する基準期間マージン = 貸付の現行利子率 - 参照利子率

預金に対する基準期間マージン = 参照利子率 - 預金の現行利子率